就業規則、賃金規程等への奨学金の返還支援の規定の方法

**①　常時使用する労働者が10人以上で、就業規則、賃金規程等を既に定めている場合**

「既存の就業規則、賃金規程等に奨学金の返還支援に係る手当等の条項を追加する方法」又は「既存の就業規則、賃金規程等に条項を追加した上で、詳細について別規程で定める方法」で、従業員の奨学金の返還支援について定める必要があります。

記載方法については、下記「記載例」のア及びイを参考にしてください。

なお、就業規則、賃金規程等を変更する場合は、従業員への周知を行うほか、所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

＜富士市内の中小企業等の場合＞

（問い合わせ先）富士労働基準監督署　監督課　TEL：0545-51-2255

　　**②　常時使用する労働者が10人未満で、就業規則、賃金規程等を定めていない場合**

　　　　従業員の奨学金の返還支援について、社内規程を新たに作成する必要があります。

　　　　記載方法については、下記「記載例」のイを参考にしてください。

　＜記載例＞

　　　　　作成に当たっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、

金額等を記載していただく必要があります。以下に、既存の就業規則に条項を追加した上

で、詳細について別規程で定める場合の記載例を示しますので、ご参考ください。

　　ア　就業規則（手当支給の場合）

　（奨学金返還支援手当）

第○条　奨学金返還支援手当は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、支援

　　　　する。

　月額　○○，○○○円

　なお、対象となる奨学金等、詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

　　ア　就業規則（奨学金貸与機関に直接送金する場合）

　（奨学金返還支援）

第○条　奨学金返還支援は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、中小企業

　　　　等が当該奨学金の返還額の一部を奨学金貸与機関に直接送金し、支援する。

　月額　○○，○○○円

　なお、対象となる奨学金等、詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

※　記載例ですので、手当等の支給対象者の範囲、支給時期、金額など、中小企業等におい

　　て自由に規定していただいて構いません。

 　　イ　社内規程（手当支給の場合）

奨学金返還支援制度規程

株式会社○○○○

（目的）

第１条　この規程は、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金を活用して、株式会社○○○○が支給する奨学金返還支援制度について定めたものである。

　（奨学金返還支援制度）

第２条　奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して、株式会社○○○○が返還額の一部を補助するために、手当として支給する制度のことをいう。

　（支援制度の対象者）

第３条　支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

　⑴　就業規則第○条に定める正社員であること。

　⑵　奨学金を受給し、現に奨学金の返還をしている者であること。

　⑶　支援制度の適用を受けようとする年度の末日において30歳未満の者であること。

　⑷　富士市民であること。

　⑸　第４条の書類を提出した者であること。

（書類の提出）

第４条　支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

１⑴　奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類の写し

　⑵　奨学金等の借入残高が分かる書類の写し

　２　支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類の写しを提出しなければならない。

３　支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金）

第５条　本規程に定める奨学金とは、独立行政法人日本学生支援機構又は国、地方公共団体、民間事業者などが貸与する奨学金等のことをいう。

（奨学金返還支援手当）

第６条　奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として毎月の給与で支給する。

　２　奨学金返還支援手当は、月額○○，○○○円とする。

３　欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

（支給期間等）

第７条　奨学金返還支援手当は、支援対象者が29歳となる年度の末日の属する月まで支給する。

　２　奨学金返還が終了した場合は、最終返還月まで支給する。

（規程の改廃）

第８条　本規程を改廃する場合は、事前に社員に対して通知する。

　　附　則

　この規程は、　　　　年　　月　　日から施行

　　イ　社内規定（奨学金貸与機関に直接送金する場合）

※　記載例ですので、手当等の支給対象者の範囲、支給時期、金額など、中小企業等におい　　て自由に規定していただいて構いません。

※　なお、各中小企業等により従業員数や従業員の住所地等の条件が異なりますので、上記下線部分で例示した手当等支給に係る要件などについては、労働基準法の均等待遇の観点を踏まえ、労使で十分に話し合った上で、規定内容を決定してください。

奨学金返還支援制度規程

株式会社○○○○

（目的）

第１条　この規程は、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金を活用して、株式会社○○○○が支給する奨学金返還支援制度について定めたものである。

　（奨学金返還支援制度）

第２条　奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して、株式会社○○○○が返還額の一部を補助するために、奨学金貸与機関に直接送金することをいう。

　（支援制度の対象者）

第３条　支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

　⑴　就業規則第○条に定める正社員であること。

　⑵　奨学金を受給し、現に奨学金の返還をしている者であること。

　⑶　支援制度の適用を受けようとする年度の末日において30歳未満の者であること。

　⑷　富士市民であること。

　⑸　第４条の書類を提出した者であること。

（書類の提出）

第４条　支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

　⑴　奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類の写し

　⑵　奨学金等の借入残高が分かる書類の写し

　２　支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類の写しを提出しなければならない。

３　支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金）

第５条　本規程に定める奨学金とは、独立行政法人日本学生支援機構又は国、地方公共団体、民間事業者などが貸与する奨学金等のことをいう。

（奨学金返還支援手当）

第６条　奨学金返還額の一部補助を、奨学金貸与機関に直接送金する。

　２　奨学金返還支援は、月額○○，○○○円とする。

３　欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

（支給期間等）

第７条　奨学金返還支援手当は、支援対象者が29歳となる年度の末日の属する月まで支給する。

　２　奨学金返還が終了した場合は、最終返還月まで支給する。

（規程の改廃）

第８条　本規程を改廃する場合は、事前に社員に対して通知する。

　　附　則

　この規程は、　　　　年　　月　　日から施行